

都監第98号  
平成30年2月22日

都城市長様  
都城市議会議長様

都城市監査委員	新井 克美
都城市監査委員	上之園 誠
都城市監査委員職務執行者	徳留 八郎

### 財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

# 目 次

	ページ
第1 監査の種類 .....	1
第2 監査の目的 .....	1
第3 監査の対象 .....	1
第4 監査の着眼点及び主な実施内容 .....	2
第5 監査の実施期間等 .....	2
第6 監査の結果	
1 都城まちづくり株式会社 .....	3
2 一般財団法人都城圏域地場産業振興センター .....	4
3 一般社団法人都城観光協会 .....	6
4 中郷商工会 .....	7
第7 監査の意見 .....	8

# 財政援助団体等監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第7項の規定により、市が財政的援助を行っている団体（以下「財政援助団体」という。）、市が出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）に対する監査

## 第2 監査の目的

財政援助団体、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）に対し、出納その他の事務の執行がそれぞれの目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、財政援助団体等に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかを検証することを目的として、都城市監査基準（平成29年度都監委訓令第1号）に基づき、監査を実施した。

## 第3 監査の対象

次に掲げる財政援助団体等について、平成28年度及び平成29年度（監査日現在まで）の出納その他の事務の執行状況を監査の対象とした（ただし、必要に応じて平成27年度以前の分も対象とした。）。

団体名	所管課名	区分	指定管理施設の名称
都城まちづくり株式会社	商工政策課	出資団体 指定管理者	ウエルネス交流プラザ 中央地区立体自動車駐車場
一般財団法人都城圏域地場産業振興センター	みやこんじょP R課	出資団体 補助団体(※)	
一般社団法人都城観光協会	道路公園課	指定管理者	母智丘関之尾公園 関之尾緑の村
中郷商工会	道路公園課	指定管理者	金御岳公園

※ 補助団体とは、財政援助団体のうち、補助金の交付を受けている団体をいう。

## 第4 監査の着眼点及び主な実施内容

出納その他事務の執行が法令、条例及び規則等（以下「法令等」という。）により適正に処理されているかについて、以下の着眼点に基づき、監査を実施した。

実施の内容は、提出された関係帳簿と証拠書類の調査を行うとともに、所管課及び財政援助団体等からの説明を聴取する方法によった。

### 1 出資団体について

- ① 出資目的に沿って適切かつ効果的な事業運営が行われているか。
- ② 財務諸表に経営成績及び財政状態が正しく表示されているか。
- ③ 会計経理及び財産管理は、適切に行われているか。

### 2 補助団体について

- ① 補助事業は、目的に沿って適切かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金等の交付・確定事務は、適切に行われているか。
- ③ 補助金等に係る出納関係帳票の整備、会計経理等は、適切か。

### 3 公の施設の指定管理者について

- ① 指定管理者の指定手続等は、法令等に基づき適正に行われているか。
- ② 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ③ 利用料金制を採用している場合、その金額の設定及びその運用等は、適正か。
- ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、会計経理等は、適切か。

## 第5 監査の実施期間等

監査期間は、平成29年8月1日から平成30年2月13日までである。

なお、監査の実施場所及び実地監査期間は、次のとおりである。

団体名（所管課名）	実施場所	実地監査期間
都城まちづくり株式会社 (商工政策課)	ウエルネス交流プラザ 商工政策課 監査委員事務局	平成29年 8月 1日から 平成29年 10月 31日まで
一般財団法人都城圏域地場産業振興センター (みやこんじょPR課)	地場産業振興センター みやこんじょPR課 監査委員事務局	平成29年 8月 1日から 平成29年 10月 31日まで
一般社団法人都城観光協会 (道路公園課)	閑之尾緑の村 道路公園課 監査委員事務局	平成29年 10月 23日から 平成30年 1月 23日まで
中郷商工会 (道路公園課)	中郷商工会 道路公園課 監査委員事務局	平成29年 10月 23日から 平成30年 1月 23日まで

## 第6 監査の結果

### 1 都城まちづくり株式会社（所管課 商工政策課）

#### (1) 出資団体への出資金

出資金 66,000,000 円（資本金 99,000,000 円に対する出資比率 66.7%）

#### (2) 指定管理施設の概要

##### ア ウエルネス交流プラザ

指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 94,091,000 円（平成 28 年度）

##### イ 中央地区立体自動車駐車場

指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 0 円

#### (3) 監査の結果

##### ア 利用料金について

指定管理者は、リハーサル室（1 時間当たり）及び特大のロッカー（1 月当たり）の各利用料金を、都城市ウエルネス交流プラザ条例（平成 18 年条例第 226 号）第 17 条第 2 項、同条例別表第 2 号及び同条例施行規則（平成 18 年規則第 216 号）別表第 2 号で規定する範囲を超えた額を定めていた。また、所管課は、条例等で規定した範囲を超えた利用料金を承認していた。

##### イ 第三者への業務委託について

（ア）①一般廃棄物収集運搬業務及び②OAシステム保守業務の委託契約において、指定管理者が第三者へ委託する場合は、受託者は、委託業務が完了したときは、指定管理者に完了報告書の提出が義務付けられている（①につき都城市ウエルネス交流プラザ一般廃棄物収集運搬業務委託契約約款第 18 条第 1 項、②につき都城市ウエルネス交流プラザ及び中央地区立体自動車駐車場 OA システム保守業務委託契約約款第 18 条第 1 項）にもかかわらず、これが行われていなかった。

（イ）指定管理者は、業務を第三者に委託したときは検査調書を作成しなければならないとされている（都城まちづくり株式会社契約規程第 20 条第 2 項）ところ、上記①及び②の各契約については、検査調書を作成していなかった。

##### ウ 指定管理料について

一体的に運用されている①ウエルネス交流プラザと②中央地区立体自動車駐車場とは、別個の施設として指定管理の指定をしているところ、①の指定管理料は 94,091,000 円であるのに対して、②の指定管理料は 0 円となっている。このことについて、所管課は、①の施設の指定管理料の中に、②の施設の指定管理料が含まれている、と説明した。

所管課は、別個の施設として指定管理の指定をしている（基本協定は別個に締結している。）以上、各別の収支（損益）を明らかにするためにも、施設ごとに指定管理料を算定すべきである。

## 2 一般財団法人都城圏域地場産業振興センター（所管課 みやこんじょPR課）

### (1) 出資団体への出資金

出資金 1,900,000円（基本財産 5,000,000円に対する出資比率 38.0%）

### (2) 補助の概要

平成28年度の補助の概要は、次のとおりである。

補 助 金 名	決 算 額
地場産業振興センター運営費補助金	16,500,000円
地場産業振興センター運営費補助（人件費）金	4,743,000円
地場産業総合振興事業費補助金	2,240,000円
地場産品販路開拓促進事業費補助金	1,121,000円
地場産業後継者育成事業費補助金	400,000円
地場産業物産展開催費補助金	784,000円
食材商談会事業費補助金	2,000,000円
都城ブランド確立事業費補助金	0円
計	27,788,000円

### (3) 監査の結果

#### ア 会計手続に関する規程の整備について

- (ア) 一般財団法人都城圏域地場産業振興センター（以下、この項において「地場センター」という。）は、平成23年度財政援助団体等監査（以下、この項において「23年度監査」という。）において、「財務規程において、契約に関する具体的な会計手続が定められていなかった。」と指摘したにもかかわらず、何らの措置を講じていなかった。甚だ遺憾である。
- (イ) 23年度監査において、所管課に対して、「適切な指導を行うこと」を指摘したにもかかわらず、所管課は、何らの措置を講じていなかった。甚だ遺憾である。
- (ウ) 地場センターは、「一般財団法人都城圏域地場産業振興センター財務規程」（以下、この項において「財務規程」という。）第4条第2項第4号で規定されている「財産台帳」を整備していなかった。

#### イ 会計基準について

- (ア) 地場センターは、23年度監査において、「財務諸表について、公益法人会計基準に基づいて作成していなかった。」と指摘したにもかかわらず、いまだ公益法人会計基準に基づく財務諸表を作成していなかった。甚だ遺憾である。
- (イ) 23年度監査において、所管課に対して、「適切な指導を行うこと」を指摘したにもかかわらず、所管課は、何らの措置を講じていなかった。甚だ遺憾である。

#### **ウ 使用料について**

- (ア) 地場センターは、「一般財団法人都城圏域地場産業振興センター管理規程」（以下、この項において「管理規程」という。）において、放送具一式について 2,500 円（管理規程別表B）と定めているところ 1,000 円を、また、屋外展示場使用料について 30,000 円（管理規程別表A）と定めているところ 15,000 円を、それぞれ減免手続（管理規程第 6 条第 1 項ただし書）を経ることなく、徴収していた。
- (イ) 地場センターは、使用料等を徴収する様式に、管理規程に規定のない「警備料」及び「1／2 展示台」を掲げ、これらを徴収していた。

#### **エ 補助金の積算等について**

- (ア) 市に提出された「平成 28 年度都城圏域地場産業振興センター運営費（人件費）収支決算書」に、地場センターの「一般財団法人都城圏域地場産業振興センター給与規程」に根拠のない「決算手当」が計上されていた。この「決算手当」がどういう性格のものか（職員に対する収益の還元か決算時期の繁忙手当かなど）不明である。
- (イ) 実地監査時点において、所管課保管の「平成 28 年度都城圏域地場産業振興センター運営費（人件費）収支決算書」（旧収支決算書）における「本年度決算額」の支出費目の集計額と「合計」額が一致していなかった。このことを指摘したところ、地場センターは、監査委員に対して、当初提出のあった収支決算書の支出費目の金額と異なる内容のもの（新収支決算書）を提出し、これは所管課に提出済みである旨を述べた。しかし、所管課には新収支決算書は保管されていなかった。

収支決算書の内容は、補助金の金額確定に影響を与える重要な事項である。所管課は、新収支決算書の存在を確認するとともに、旧収支決算書と新収支決算書の真偽について、明らかにする必要がある。

#### **オ 財産の処分について**

財政調整基金の処分については、「財産の管理及び処分については……、理事会及び評議員会の承認を得るものとする。」（財務規程第 18 条第 2 項）と規定されているところ、地場センターは、理事会及び評議員会の承認を得ずに処分していた。

なお、実地監査時に地場センターから提出のあった財務規程は、「平成 26 年 4 月 1 日から施行する。」とする文書が複数存在し、どれが正しいものか不明であり、監査に支障が生じた。

### 3 一般社団法人都城観光協会（所管課 道路公園課）

#### （1）指定管理施設の概要

対象施設 母智丘関之尾公園、関之尾緑の村  
指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）  
指定管理料 44,117,000 円（平成 28 年度）

#### （2）監査の結果

##### ア 利用料金について

- (ア) 指定管理者は、「あらかじめ」市長の承認を得て、利用料金による収入の執行基準を定めるものとされている（基本協定書第 26 条第 2 項）にもかかわらず、この執行基準を定めていなかった。
- (イ) 所管課は、指定管理者に対して、上記執行基準を定めるよう指示していなかった。

##### イ 第三者への業務委託について

指定管理者は、指定管理業務の一部を第三者に委託する場合には、「事前に」市長の承認を得なければならないとされている（基本協定書第 13 条第 1 項）にもかかわらず、一部の業務委託（貯水槽清掃業務委託等）について、市長の承認を得ていなかった。

##### ウ 収支決算について

所管課は、「平成 28 年度都城市関之尾緑の村及び母智丘関之尾公園指定管理委託料決算書」の内容が、収支均衡となっていたところ、損益の有無の確認をすることなく「指定管理者制度導入施設の管理運営状況等（平成 28 年度実績）」において「収支差額」を「0 円」として公表していた。

指定管理者制度導入時に発出された総務省通知（平 15.7.17 総行行第 87 号総務省自治行政局長通知）によると、「『事業報告書』においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（自治法第 244 条の 2 第 7 項関係）」とされている。したがって、指定管理者が提出する決算書は、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項を記載するものであるとされているから、所管課は、指定管理者が提出する決算書の内容の審査に当たっては、関係資料を調査するなどして、正確な収支を把握する必要がある。

##### エ 公有財産台帳について

所管課は、市有地である指定管理施設内の敷地（関之尾町 6620 番 18 の土地）について、公有財産台帳に登録していなかった（都城市財務規則（平成 18 年規則第 65 号）第 252 条）。

## 4 中郷商工会（所管課 道路公園課）

### （1）指定管理施設の概要

対象施設 金御岳公園

指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 10,744,096 円（平成 28 年度）

### （2）監査の結果

#### ア 収支決算について

（ア）「金御岳公園施設管理運営業務特別会計収支決算書」において、「公園施設維持管理委託費」の備考欄に「事務会計管理」として記載されているが、その内容及び積算根拠が明確でなかった。

監査の結果、この金額は 1,158,006 円であり、これは、実質的には、収支均衡のための調整科目としての性格を有するものであるということができる。この指定管理施設の管理運営業務の収支決算書において、損益を明確にすべきである。

（イ）所管課は、「金御岳公園施設管理運営業務特別会計収支決算書」の内容が、収支均衡となっていたところ、損益の有無の確認をすることなく「指定管理者制度導入施設の管理運営状況等（平成 28 年度実績）」において「収支差額」を「0 円」として公表していた。

#### イ 双方代理に関する承認について

指定管理者は、第三者への金御岳公園サシバの館の清掃維持管理等委託契約について、指定管理者（中郷商工会）の会長が代表取締役である会社と契約（双方代理）している。しかし、そのそれぞれの法人について、双方代理に関する承認を得ていたか否かを確認することができなかつた。

## 第7 監査の意見

### 1 出資団体及び補助団体について

出資団体及び補助団体の経営者は、その団体に公金が出資されていることを認識し、常に安定した経営を図り、また、出資目的に沿った企業活動を行うことが求められる。そして、これらの団体の所管課は、出資団体等が出資目的に沿った企業活動を行っているかどうかについて調査し、経営状況を踏まえて、適時適切な指導・監督を図らなければならない。

今回の監査では、出資団体及び補助団体の業務の実態が、自らが定めた規程等と一致していない状態が散見された。出資団体及び補助団体が作成した規程等については、実態に即した内容とする見直しが求められる。

### 2 指定管理者について

指定管理者は、指定管理の対象が公の施設であることに十分意を用いること、関係法令、条例、規則、基本協定書等に基づき事務を執行すること、そして、低廉な料金で市民の求めるサービスができるよう施設運営を図ること、が求められる。また、所管課は、民間の能力を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とした指定管理者制度の趣旨にのっとり、その事務処理が適切に行われているか等について調査し、企業会計を踏まえて、適時適切な指導・監督を図らなければならない。

指定管理者制度導入後十余年が経過した現在、更なる指定管理施設の利用促進及び住民サービスの向上に資するよう基本協定書等の見直しが求められる。また、指定管理業務の大部分を第三者へ委託している施設もあり、このようなケースについては、指定管理者制度導入の是非についても検討する必要がある。

今回の監査では、基本協定書に違反した指定管理業務の実態が見受けられた。指定管理者は、基本協定書に基づく業務遂行が求められる。そして、所管課は、指定管理者が基本協定書に基づいた業務を行っているか否かをモニタリング等を通じて、適時適切に指導する必要がある。

また、今回の監査の対象とした指定管理者のうち、2団体の収支決算書の内容が収支均衡となっていた。これを受けて、監査委員が「指定管理者制度導入施設の管理運営状況等（平成28年度実績）」を調査した結果、「収支差額」を「0円」としていた施設が23件あった。所管課は、指定管理者から提出のあつた収支決算書の審査に当たっては、当該指定管理施設に関する損益の有無を確認する必要がある。

なお、平成27年度財政援助団体等監査報告書において、「所管課の職員は、企業会計を熟知した上で、……指導・監督する必要がある。」との意見を述べたところ、平成29年2月に「財務諸表に係る研修会」を開催したことは、評価することができる。毎年、人事異動等による担当者の交代もあることから、今後とも継続的な取組を期待する。

### 3　まとめ

財政援助団体等は、公金（市民が納めた市税等）について、援助若しくは出資を受け、又は指定管理料の支払を受ける等をしていることに鑑み、法令、条例及び財政援助団体等が定めた規程等に基づく業務を遂行し、経理の状況を明確にした上、その内容を本市（所管課）に報告しなければならない。

そして、所管課においては、その報告内容等を精査した上でこれを明らかにし、市民への説明責任を果たさなければならない。所管課は、指定管理者制度導入後の施設の管理事務については、指定管理者に依存するのみで、市が所有し、市民が利用する施設であることについての認識が希薄になっているのではないか。所管課においては、公の施設の最終責任者として、指定管理者に対して、モニタリングを通じて、あるいは直接的に、必要な指示をしなければならない。